

第1日

平成25年6月13日（木）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより平成25年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から6月28日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

7番浅尾静二議員

8番柴山恭子議員

を指名いたします。

次に、表彰状の伝達を行います。議会事務局長。

○議会事務局長（田籠和明君） それでは、私のほうから表彰状伝達の進行をさせていただきます。

先月、5月の26日に第86回全国市議会議長会総会が開会され、全国市議会議長会より永年在職表彰状の贈呈が行われました。朝倉市議会からは、議員20年の永年在職表彰として実藤輝夫議員、議員10年の永年在職表彰として手嶋源五議長、梶原康嗣副議長、田中哲也議員、村上百合子議員、桑野博明議員の6名の方が表彰を受けられましたので、これより表彰状の伝達を行います。

ただいま御紹介いたしました皆さん方は、前のほうにおいていただきたいと思います。

それでは、まず手嶋議長のほうから議員20年永年在職の表彰状を実藤議員に、議員10年永年在職の表彰状を梶原副議長、田中哲也議員、村上議員、桑野議員の順でそれぞれ伝達をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 表彰状。朝倉市、実藤輝夫殿。あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものであります。第89回定期総会に当たり本会表彰規定によって特別表彰いたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。（拍手）

表彰状。朝倉市、梶原康嗣殿。あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものであります。第89回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。（拍手）

表彰状。朝倉市、田中哲也殿。あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものであります。第89回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。（拍手）

表彰状。朝倉市、村上百合子殿。あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものであります。第89回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。（拍手）

表彰状。朝倉市、桑野博明殿。あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものであります。第89回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。（拍手）

○議会事務局長（田籠和明君） 次に、手嶋議長につきましては、梶原副議長のほうから伝達をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（梶原康嗣君） 表彰状。朝倉市、手嶋源五殿。あなたは、市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第89回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成25年5月22日。全国市議会議長会会長佐藤祐文。（拍手）

○議会事務局長（田籠和明君） それでは、表彰を受けられました6名の議員を代表しまして、実藤輝夫議員に御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○18番（実藤輝夫君） 皆様、おはようございます。きょう表彰に浴しました、私を含め6名の議員を代表いたしまして一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

長きをもつてのゆえの表彰ではございますが、これまで私を、そしてまた5名の議員それぞれを支えていただきました市民の皆様方、本当にありがとうございました。これもひとえに皆様方のお力添えのたまものだと心から感謝いたしております。

私ごとではございますが、昭和54年、31歳でちょうどこの6月議会に初めて議席を得、登壇し、一般質問をしたことを今日のように思い出しております。きょうの表彰が私にとりまして浴するに値するかどうか、何を今までしてきたか、じくじたるものがございしますが、これもこれまでめぐり御指導いただいた諸先輩の議員の皆様、歴代の市長を初め行政のスタッフの皆様、そしてまた多大なる御支援をいただきました市民の皆様のおかげだと、重ねて心から感謝いたしておる次第でございます。まだ私どもは現職でございますので、これからは議員、市長を初め教育長、職員の皆様方、そして市民の皆様方の心からの御指導を仰ぎながら切磋琢磨し、そしておのれを精進して、朝倉市政、そしてまた朝倉市民の安寧のために頑張っていきたいと思っております。

意を尽くしませんが、御礼の言葉にかえさせていただきます。本日はありがとうございます

ました。(拍手)

○**議会事務局長(田籠和明君)** ありがとうございます。

以上で伝達を終わりたいと思います。

○**議長(手嶋源五君)** これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告11件、議案19件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これを一括上程し、まず市長より提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○**市長(森田俊介君)** 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます前に、今、全国議長会より永年勤続ということで表彰の伝達を受けられました6名の議員の皆さん方、本当におめでとうでございます。あわせて、今日まで朝倉市政の運営につきまして、市政の発展につきまして大変な御尽力をいただきましたことを感謝を申し上げたいと思います。あわせて、今後とも朝倉市政、住民福祉の向上のために御尽力いただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。本当にどうもおめでとうでございます。

それともう1件ですけれども、実は私、不覚にも風邪を引きまして、喉を痛めておりますので、この提案理由の説明でちょっと聞き苦しい点があるかと思っております。その点をお許しをいただきたいというふうに思います。

本日ここに平成25年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会では、報告について11件、専決処分について1件、補正予算について9件、条例の一部改正及び条例の制定について7件、交通事故による損害賠償について1件、市道路線の認定について1件、合計30件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から第11号までについて説明申し上げます。

報告第1号平成24年度朝倉市一般会計予算の繰越明許の報告につきましては、災害復旧事業、中学校校舎耐震化等改修事業、まちづくり交付金事業、道路整備交付金事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告申し上げます。

報告第2号平成24年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告につきましては、下水道整備事業について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告申し上げます。

報告第3号平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許の報告につきましては、農業集落排水施設機能診断調査事業について繰り越しをいたしましたので、地方

自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告申し上げるものがあります。

報告第4号平成24年度朝倉市土地開発公社の決算及び報告第5号平成25年度朝倉市土地開発公社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、朝倉市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第4号平成24年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第7号平成25年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第8号平成24年度株式会社ガマダスの決算及び報告第9号平成25年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第10号平成24年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第11号平成25年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第48号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、事業勘定において平成24年度の歳入が不足し、この不足額を補填するため、平成25年度予算において繰上充用する予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第49号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、小石原川ダム関連経費、朝倉農業高校跡地活用検討経費、緊急雇用創出事業経費、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた職員の給与の減額措置など緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1億8,360万1,000円を追加し、予算総額を274億2,360万1,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明申し上げます。

まず、職員の給与減額措置については、市長、副市長及び教育長は262万円を、一般職員は、人件費及び特別会計への繰出金を合わせて1億1,143万3,000円を減額いたしました。

次に、人件費以外の歳出において、総務費では、朝倉農業高校跡地活用検討経費、小石原川ダム関連事業の集会所建設経費及び基金積立金に2億5,535万4,000円を計上いたしました。

労働費では、緊急雇用創出事業費に2,830万円を計上いたしました。

土木費では、小石原川ダム関連事業の道路改良事業費に1,400万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う主な財源といたしまして、県支出金

2,830万円、諸収入2億2,265万4,000円を増額いたしました。

繰入金については、小石原川ダム水源地整備基金から3,970万円、地域振興基金から700万円の繰り入れを行うものの、公共施設等整備基金からは1億1,405万3,000円の繰り入れを行わないこととしたため、計6,735万3,000円の減額といたしました。

次に、第50号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から第57号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）までの8件の補正予算につきましては、職員の給与の減額措置に伴う補正を行うものであります。

第50号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ251万5,000円を減額し、予算総額を83億2,392万4,000円とし、直営診療施設勘定におきましては、歳入歳出それぞれ382万4,000円を減額し、予算総額を2億6,219万4,000円といたしました。

第51号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ97万7,000円を減額し、予算総額を8億3,428万6,000円といたしました。

第52号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ334万円を減額し、予算総額を55億6,602万2,000円といたしました。

第53号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ339万6,000円を減額し、予算総額を21億1,456万8,000円といたしました。

第54号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ37万9,000円を減額し、予算総額を4億2,080万3,000円といたしました。

第55号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ47万4,000円を減額し、予算総額を2億6,444万6,000円といたしました。

第56号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、工業用水道事業費用184万2,000円を減額し、支出合計を1億2,051万4,000円といたしました。

第57号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、水道事業費用106万3,000円を減額し、支出合計を4億6,764万4,000円といたしました。

次に、第58号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例及び朝倉市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び第59号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員に対する給与の支給に当たって、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、減額して支給す

る措置を講じたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第60号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、火葬場の使用料を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第61号議案朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅松の木団地への朝倉市営簡易水道による給水が終了したことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第62号議案朝倉市子ども・子育て会議条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により、合議制の機関として朝倉市子ども・子育て会議を設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第63号議案朝倉市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、朝倉市新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第64号議案朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定につきましては、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、合併前の朝倉郡杷木町の区域における業務用施設等の新設及び増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を促進したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第65号議案交通事故による損害賠償につきましては、公務執行中に加害者の過失により発生した交通事故によって、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第66号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務財政課長。

○総務財政課長(堀内善文君) 市長の提案理由の中で、報告第6号平成24年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算と言うべきところを、報告4号と申し上げましたので訂正を

させていただきます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。15番田中哲也議員。

（15番田中哲也君登壇）

○15番（田中哲也君） 皆様、おはようございます。25請願第1号について、少人数学級推進教育費国庫負担金制度拡充にかかわる意見書の提出を求める請願について御説明を申し上げます。

お手元に既に資料はお配りしてあると思いますが、概要を説明させていただきたいと思っております。

このことにつきましては、今年の6月にもこのことについて請願し、意見書を国のほうに提出させていただきましたが、その後、進展がそのままなようでございます。その件につきまして再度また請願し、意見書を提出をお願いしようというものでございます。

請願の事項につきましては、2点ありますが、1番に、少人数学級を推進すること、具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。2番目に、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に還元するというところでございます。

内容につきましては、少人数学級におきましては、OECDでまず30人以下が適当だろうということでございますが、文科省の調査によりますと、ことし今後の学級編制及び教員の定数に関する国民からの意見募集につきましては、約6割が小学校、中学校、高校の学級規模として望ましいということが挙げられております。また2項めの教育費国庫負担につきましては、最近の地方財政が非常に厳しい中、また小泉首相の三位一体の改革のときに2分の1から3分の1に国庫負担がなっております。そういう意味で、ぜひともこれを国会のほうに意見書を出していただきたいということで請願書をしております。

どうぞよろしく願いいたしまして説明を終わりたいと思っております。

（15番田中哲也君降壇）

○議長（手嶋源五君） 紹介議員の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時31分散会